

滝議第1517001号
令和4年3月18日

滝沢市議会議長 日向 清一 様

環境厚生常任委員会
委員長 相原 孝彦

環境厚生常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を次のとおり終了したので会議規則第77条に基づき報告
します。

記

- 1 調査事件
地域包括支援センターの運用について
- 2 調査結果
別紙のとおり

第 1 調査事項

地域包括支援センターの運用について

第 2 調査理由及びその目的

本市の「地域包括支援センター」は、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護および包括的・継続的ケアマネジメント等について、委託することがメリットになる業務、委託できない業務、さらには官民協働による相乗効果が期待できる業務等について、新たなセンターで検証していく方針である。

高齢化社会において地域包括支援センターは、地域住民にとってより身近で頼りになる存在であり、現在、北部圏域が民間に委託されている。

以上を踏まえ、委託先と本部（市地域包括支援センター）との連携、これからの中部・南部圏域の委託に向けての地域包括支援センターの運用等について、調査研究するものである。

第 3 環境厚生常任委員会委員

委員長 相原 孝彦

副委員長 奥津 一俊

委員 菅野 福雄、松村 一、柳橋 好子、角掛 邦彦

第 4 調査内容

1 調査経過（関連資料は別添）

開催日等	内容
令和 3 年 9 月 3 日（金）	【委員会内協議】 <協議の概要> 具体的な調査内容及び調査手法等について協議した。
令和 3 年 1 0 月 5 日（火）	【委員会内協議】 <協議の概要> 調査にあたって、各委員が課題と捉える事項を共有し、その中から調査の重点項目とするものを協議した。
令和 3 年 1 0 月 1 9 日（火）	【委員会内協議】 <協議の概要> 調査内容に係る「本市の現状把握」の手法等について協議した。
令和 3 年 1 1 月 9 日（火）	【委員会内協議】 <協議の概要> 調査スケジュールについて決定した。

<p>令和3年11月18日（木）</p>	<p>【委員会内協議】 <協議の概要> 当局に対する聴取内容及び日程について決定した。</p>
<p>令和3年11月30日（火） 担当課：健康福祉部地域包括支援センター</p>	<p>【担当課の事務調査（資料）】 <調査の目的> 民間への委託の考え方や北部圏域における委託の状況を確認するため、担当課に対し説明聴取を行った。 <調査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による委託について ・今後の南部・中部圏域の委託方法について ・委託した北部圏域の職員配置状況について ・地域包括支援ネットワークの運営に係る北部圏域委託者と本市の役割について ・地域包括支援ネットワークの具体的要素について ・チームオレンジについて
<p>令和3年12月10日（金）</p>	<p>【委員会内協議】 <協議の概要> 担当課への事務調査を踏まえ、次回予定している北部圏域受託者への意見聴取の内容等について協議した。</p>
<p>令和3年12月20日（月） 場所：滝沢市役所 相手方：社会福祉法人松実会 法人本部専務理事兼事務局長 松実会地域包括支援センター所長</p>	<p>【関係者意見聴取】 <意見聴取の目的> 北部圏域の業務を受託している同法人から現状を確認するため意見聴取を行った。 <意見聴取の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式での選定方法について ・3職種の配置状況について ・現時点での業務の適正化についての見解 ・ランチやサブセンターの設置の必要性について ・民間委託による運営と市直営による運営のそれぞれのメリット、デメリットについて ・チームオレンジの活動への対応について ・収支状況について ・処遇困難事例への協働体制について ・要介護認定申請に係るサービス提供体制について

<p>令和4年2月9日（水）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>市担当課及び受託者からの聴取結果を踏まえ、らに調査する必要のある項目や浮き彫りとなった課題等について協議決定した。</p> <p>また、利用者、支援者の視点から北部地区の民生委員からも聴取することを決定した。</p>
<p>令和4年2月24日（木）</p> <p>場所：滝沢市役所</p> <p>相手方：北部地区民生児童委員協議会会長</p>	<p>【関係者意見聴取】</p> <p><意見聴取の目的></p> <p>北部圏域における利用者及び支援者の立場から、北部地区民生児童委員協議会の会長から現状を確認するため意見聴取を行った。</p> <p><意見聴取の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松実会地域包括支援センターの対応状況及び人員配置について ・介護保険に係る諸手続きのスピード感について ・市直営方式と比較した場合の相談先としての見解について ・北部圏域における高齢者への周知状況について ・北部圏域内における総合相談窓口(ブランチ)やサブセンターの必要性について ・地域包括支援センターに係る委託、直営、それぞれのメリット、デメリットについて ・民生委員として認知症サポーターステップアップ講座の受講の必要性について ・認知症サポーターを構成する職種についての見解 ・認知症サポーターの募集方法やチームオレンジの活動内容について ・チームオレンジの対象者の選定基準について
<p>令和4年2月24日（木）</p>	<p>【委員会内協議】</p> <p><協議の概要></p> <p>これまでの調査を踏まえ、調査報告の内容を協議した。</p>

第5 考察

本市の65歳以上の人口は、令和4年2月末現在で14,551人、高齢化率は26.15%となっている。岩手県内の平均34.3%を下回り、33市町村中、最も低い数値となっている（令和3年10月1日現在）。

しかしながら、いわゆる団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」が間近に迫る中、本市においても今後ますます介護に関するニーズが高まることが容易に想像できる。

そのような状況の中、介護保険法に基づき、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う地域包括支援センターについて、現況の民間委託した北部圏域の運営状況を踏まえ、想定される今後の中部・南部圏域での民間事業者への委託に対し、以下に示す事項に配慮する必要があると考える。

北部圏域の入札方式は提案金額と提案内容の総合判断によって契約者を決定する公募型プロポーザル方式が採用されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により考え方、日常生活及び働き方等が大きく変化した新常态「ニューノーマル」が現出したことにより、テレワーク機材や感染防止のための消耗品などの想定外出費が、北部圏域の受託者からの聞き取り調査で確認された。そのため、今後の中部・南部圏域の民間委託については、災害や感染症拡大などに起因する突発的経費に対し、迅速且つ適切に前金払いや精算払いが可能な支払い方式を加味した入札契約方式について検討することが必要と考える。

また、介護保険法第115条の46第1項に準じた3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）、介護支援専門員等の人員配置に対し、北部圏域の受託者より人的資源確保に苦勞している状況が確認できた。そのため、今後の中部・南部圏域の民間委託については、受託者、委託者が協働で人的資源を確保する手法提案も含めた入札契約方式を考慮することが必要と考える。

なお、8自治会を担当圏域とする北部圏域において、民間委託したことによる市民（民生児童委員）の声から、直営方式より相談及び介護認定申請等が迅速かつ丁寧に履行されているとの高評価を確認した。今後の中部・南部圏域の民間委託についても同様な評価が想定されるが、担当自治会数が相違する（中部圏域11自治会、南部圏域13自治会）ことの他に、地形条件、交通条件及び高齢者人口等の諸条件が異なるため、民間委託をする前に地域住民から意見聴取を行い、ブランチの必要性も含めた事前検討を行うことが必要と考える。

最後に、北部圏域を民間委託することに対し、契約直後においては民間委託への不信感を評した市民の声も確認したが、時間の経過とともに前述したとおり迅速かつ丁寧な対応により高評価に変わっていった。そのため、今後の中部・南部圏域の民間委託については、実施前に北部圏域の実績も含め、民間委託によるメリットを地域住民に丁寧に説明する機会を十分に設けることが必要と考える。

資料

令和3年度
滝沢市地域包括支援センター運営方針

令和3年3月
滝沢市

目次

1	趣旨	1
2	地域包括支援センターの設置目的及び設置主体	1
3	担当圏域及び職員体制	1
	（1）センターの名称及び担当圏域	1
	（2）担当圏域図	2
	（3）職員体制	2
4	運営上における基本的な視点	2
	（1）公益性の視点	2
	（2）地域性の視点	2
	（3）多職種連携の視点	3
5	センター業務の運営方針	3
	（1）滝沢市の地域包括ケアシステムの構築方針	3
	（2）区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針	3
	（3）介護従事者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針	3
	（4）介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針	3
	（5）介護支援専門員に対するケアマネジメント支援の実施方針	3
	（6）地域ケア会議の運営方針	4
	（7）市との連携方針	4
	（8）公正・中立性確保のための方針	4
6	業務推進方針	4
	（1）共通事項	4
	（2）地域支援事業	5
	（3）指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）	9
	（4）その他	9

1 趣旨

この方針は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、運営上の基本的な視点、業務の運営及び推進の指針等を明確にし、センター業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定します。

2 地域包括支援センターの設置目的及び設置主体

センターは、法第115条の46第1項の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業等を、地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置します。

また、滝沢市（以下「市」という。）は、地域包括支援センターの設置の責任主体として、設置目的を達成するために「地域包括ケアシステム」構築のための体制整備に努め、市とセンターが共通認識のもと、事業を運営できるよう、適切に関与します。

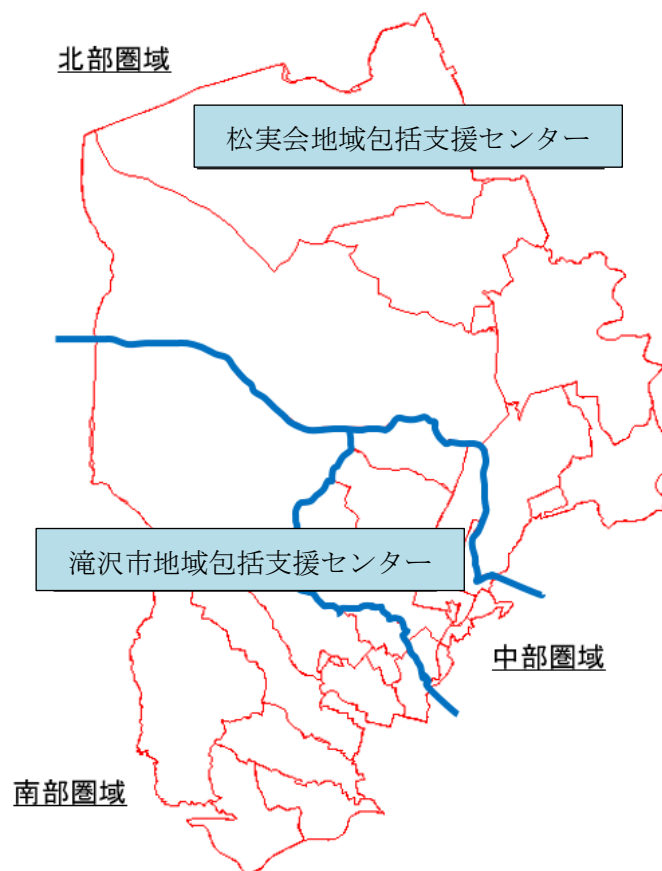
3 担当圏域及び職員体制

センターの担当圏域は、人口規模及び滝沢市総合計画の地域別計画における計画地域を考慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、単位自治会を基本とし、設定しています。また、高齢者人口の増加等必要に応じ、センターの担当圏域の見直しを行います。

（1）センターの名称及び担当圏域

名称	担当圏域	担当圏域内の自治会
松実会地域包括支援センター	北部圏域	巢子、南巢子、長根、川前、いずみ巢子ニュータウン、南一本木、北一本木、柳沢
滝沢市地域包括支援センター	中部圏域	室小路、元村南、国分、元村中央、牧野林中央、南牧野林、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野
	南部圏域	小岩井、大釜上、大釜南、篠木、大沢、鶺鴒南、上鶺鴒、鶺鴒中央、上の山、滝沢パークタウン、鶺鴒温泉、滝沢ニュータウン、姥屋敷

(2) 担当圏域図



(3) 職員体制

滝沢市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成26年3月24日滝沢市条例第4号）第2条の規定に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の職員を配置します。また、3職種に加え、介護予防ケアマネジメントや実態把握訪問、任意事業等のセンター事業を担う職員を配置します。

4 運営上における基本的な視点

(1) 公益性の視点

センターは、滝沢市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。センターの運営費用が、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分認識し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性の視点

センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な機関であり、各地域の特性や実情をふまえた柔軟な事業運営を行います。これは、介護保険サービスだけでなく、地域の保健・福祉・医療サービスや近隣での支え合いなど、多様な社会資源を有機的に結びつけていくことを目指しています。

このため、「地域ケア会議」をはじめ、日常生活圏域ニーズ調査や、関係団体、一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、積極的に地域課題の解決に取り組みます。

(3) 多職種連携の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かして、相互の連携を図り、住民の健康の保持及び生活の安心のために必要な支援を行います。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職や各種団体、民生委員・児童委員及びボランティア等の関係者と連携を図りながら活動します。

5 センター業務の運営方針

(1) 滝沢市の地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を踏まえ、担当する地域の特性や実情、地域住民が抱える課題を把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態になってもできる限り長く、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられ、人生の最期まで自分らしく生きることをかなえるため、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割が果たせるよう取り組みます。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを通して、担当する区域が抱える地域特性や課題からそのニーズの把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行います。

(3) 介護従事者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス等を有機的・一体的に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の専門的な多職種と、地域の中のさまざまな取組みを連携させ、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進します。

(4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有します。

利用者や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立支援へとつなぎます。

(5) 介護支援専門員に対するケアマネジメント支援の実施方針

高齢者が地域で安心した生活を継続するため、包括的及び継続的に支援を行い、介護支援専門員が包括的、継続的ケアマネジメントの実践ができるように、地域の連携・協力体制を整備し、介護保険以外の社会資源の活用ができるようにします。

介護支援専門員からの個別相談を受け付ける体制を確保し、支援困難ケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行い、介護支援専門員のスキルアップを図ります。

(6) 地域ケア会議の運営方針

自立した日常生活を営むために必要な体制づくりの実施のために、地域ケア会議を行います。

センターが開催する「地域ケア個別会議」においては、自立支援に資するケアマネジメント支援について多職種等で検討することで、高齢者の尊厳ある生活が地域で継続できることを目指します。

また、地域ケア個別会議の積み重ねから発見された地域課題を「地域ケア推進会議」で共有し、地域づくりや社会資源の開発に向けて取り組むことで政策形成へつなげます。

(7) 市との連携方針

委託型センターと市は、連携して効率的に業務運営を行います。

市は、市内のセンター全体の業務を調整し、後方支援及び人材育成等の機能を担います。

委託型センターは、市（高齢者支援・介護保険・障害福祉・生活福祉等）の担当課と密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施します。

また、市はセンターとの連絡調整を行う場として「地域包括支援センター連絡会」を開催し、地域ケア会議で発見された地域課題や各事業の進捗状況の共有等の相互連携を推進します。

(8) 公正・中立性確保のための方針

滝沢市の高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努めます。

運営費用が市民の介護保険料と公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

滝沢市高齢者保健福祉協議会において地域包括支援センター業務についての報告、説明等への協力を行います。

市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努めます。

6 業務推進方針

センターは、「2 地域包括支援センターの設置目的」に沿って、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、以下の業務を実施します。なお、業務の実施にあたっては、地域支援事業実施要綱及びその他の関係通知等に基づき行います。

(1) 共通事項

ア 事業計画の策定

センターは、当該運営方針を踏まえたうえで、担当地域での活動を円滑に推進していくために、市と協議して年間の事業計画を策定します。

事業計画の策定にあたっては、滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域の実情、ニーズ及び地域課題に応じた業務を計画します。

イ 設置場所及び緊急時の対応

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう、窓口の設置場所や案内・表示を工夫する等、環境を整備します。また、緊急時の対応等を想定し、夜間や休日などセンターの業務時間外においても、職員に対して速やかに連絡が取れる体制を整備し周知します。

ウ 法令の順守と個人情報の保護

センターの運営等にあたっては、介護や福祉の関係法令のほか、労働等の関係法令の順守を徹底します。

また、個人情報の取り扱いについては、滝沢市個人情報保護条例に基づくものとします。業務上多くの個人情報を取り扱うこととなるため、情報漏えいの防止、第三者への情報提供のルールなどの内部規定、セキュリティ体制の徹底を講じます。

エ 利用者満足の上

利用者が安心して相談できるよう、親切かつ丁寧な対応を心がけます。

センター業務の周知のために、パンフレットや広報紙等を作成し、さまざまな場所や機関への配布を行うなど、地域住民および関係者への周知・啓発に努めます。

オ 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決します。

カ 実習生の受け入れ

センターは、保健師（看護師）、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等の育成を行う機関から、市に対して依頼のあった実習生の受け入れについては、業務に支障のない範囲で積極的に対応します。

(2) 地域支援事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法115条の45第1項第1号二）

センターは、要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスの他、一般介護予防事業を含め本人の状態に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

なお、実施にあたっては、「滝沢市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する基本方針」に基づき支援を行います。

イ 包括的支援事業及び任意事業

① 総合相談支援事業（法115条の45第2項第1号）

a 総合相談支援

複雑かつ多様化する高齢者に関する相談を的確に対応する窓口体制をつくります。

また、市、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等関係機関との情報交換を密にして対応します。

b 実態把握

個別訪問などの方法で情報収集を行い、支援が必要な高齢者及びその世帯の状況把握に努

めるとともに、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、介護保険事業所等からの情報収集により、抱えている課題の解決に向けて相互に連携し対応できるように取り組みます。

c ネットワークの構築

地域における高齢者の在宅生活を支えるために、保健・福祉・医療・介護をはじめ、生活支援や介護予防等の多職種が連携し、見守り・支援を行います。また、継続的な支援等を必要とする高齢者については、地域ケア会議の開催等により情報の共有に努め、支援計画の検討と経過の確認などを行います。

② 権利擁護事業（法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

a 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待の防止に向け、関係者や地域住民への啓発活動に努めます。また、高齢者虐待の通報・相談があった場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに事実確認を行うとともに、高齢者の状況を確認し、市や警察など行政機関との連携により適切な対応を行います。

b 成年後見制度等の活用促進

契約行為や財産の管理などに不安がある高齢者に対して、市、盛岡広域成年後見センター、滝沢市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業、市長申立を含む成年後見制度など、利用の勧奨や手続きの支援を行います。

c 困難事例等への対応

家族間の重層的課題や各種支援の拒否などの困難事例を把握した場合は、センターの各専門職や関係機関が連携して対応策を検討するとともに、地域ケア会議を活用して関係者から広く情報収集します。

d 消費者被害への対応

高齢者の詐欺被害等の未然防止のため、盛岡西警察署が実施する「直接顔を合わせての声かけ運動」である安全安心協力センターの活動に協力します。また、実際に消費者被害等にあった場合は関係者からの情報収集に努め、警察や消費生活センターへつなげ解決に向けられるよう支援します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

高齢者が住み慣れた地域の生活を可能な限り継続できるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援していくためのケアマネジメント環境を実現するための整備を図ります。

a 連携の体制づくり

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域における多職種相互の連携・協力体制を整備します。

- ・地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ・体制整備のための会議や研修会等の開催及び参加

b 介護支援専門員への支援

高齢者の自立を支援するケアマネジメントの支援として、介護支援専門員の日常的な相談・助言

等の個別支援と、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等を行います。

④ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法 115 条の 46 第 7 項）

包括的支援事業を地域の特性を生かして効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行います。

⑤ 地域ケア会議推進事業（法 115 条の 48 第 1 項）

5（6）地域ケア会議の運営方針に基づき、5つの機能である、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成が果たせるよう、以下 a から d の会議を開催します。

a 地域ケア推進会議

市が開催し、地域ケア個別会議をはじめ、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などの取り組みで発見された地域課題を整理し、地域に必要な資源の開発や施策化に向けた検討を行います。

検討結果は、高齢者保健福祉協議会へ報告します。

b 地域ケア個別会議Ⅰ（自立支援型ケアマネジメント支援）

自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援を行います。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を共有し、地域ケア推進会議へつなげます。

c 地域ケア個別会議Ⅱ（事例検討会等）

多職種自由参加により開催する集まりです。共通する課題の検討やグループワークを通じて地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークの強化を図ります。

d 地域ケア個別会議Ⅲ（支援困難事例検討及び訪問回数が多いケアプランの検討）

個人で解決できない課題等を、第三者を含めた多職種で解決し、そのノウハウの蓄積と地域課題の積み上げを行います。

⑥ 在宅医療・介護連携推進事業（法 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市と協力して関係者との連携を推進し、在宅医療と介護の一体的なサービス提供体制を構築します。

⑦ 生活支援体制整備事業（法 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、センターは第 2 層生活支援コーディネーターを配置します。市が配置する第 1 層生活支援コーディネーターや協議体と連携を図りながら、地域における通いの場や生活支援サービスの情報収集、開発の検討を行います。

地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成などの資源開発、地域関係者とのネットワーク構築、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービス提供する事業

主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。

- a 第1層生活支援コーディネーターの役割
 - ・全市的な生活支援サービスのコーディネート
 - ・関係者間のネットワーク構築
 - ・協議体の開催
 - ・第2層生活支援コーディネーターとの情報共有
- b 第2層生活支援コーディネーターの役割
 - ・生活支援サービスの把握および創出
 - ・支援ニーズの把握とサービスのマッチング
 - ・地縁組織関係者、社会福祉協議会担当者、サービス事業者等、多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進するための会議への参加、開催
 - ・サービス、支援の担い手となるボランティア等の養成

⑧ 認知症総合支援事業（法115条の45第2項第6号）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークの強化をし、地域における支援体制の構築を図ります。

a 認知症に関する相談窓口の設置

認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症の当事者やその家族が相談しやすい環境を整えます。市が設置する「認知症まちかど相談室」を広く周知し、地域における相談体制の整備を推進します。また、市内認知症カフェ等の当事者とその家族が参加できる集いの場との連携を行い相談しやすい関係づくりを行います。

b 認知症に関する初期相談体制の強化

認知症高齢者の早期発見、早期受診に結びつくよう、市で設置する認知症初期集中支援チームと連携を図り、支援します。

c 認知症に関する普及啓発

認知症ケアパスを活用し、その普及を推進します。また、認知症サポーター養成講座の開催や、市が主催する認知症サポーター育成事業への協力を通して、地域における認知症に関する正しい理解を普及します。そのほか、岩手西北医師会認知症支援地域ネットワーク（以下「やまぼうしネットワーク」）が開催するカンファレンスや、管内市町合同研修会への参加協力等、認知症支援体制構築のための事業へ協力します。

d 認知症見守りネットワークの整備

認知症に関連する見守りネットワークのつながりを整備します。やまぼうしネットワークをはじめ、市内企業や、認知症サポーター、キャラバン・メイト、各種ボランティアと連携を図り、「チームオレンジ」の設置に向けた体制整備を行います。

e 認知症地域支援推進員の配置

医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことを目的として、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置します。

《認知症地域支援推進員の役割》

- ・ 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター等、地域の支援関係者の連携を図るための活動
- ・ 地域の実情に応じた、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための活動
- ・ 認知症相談への対応
- ・ 認知症カフェ等の開催後方支援

ウ 任意事業

① 家族介護支援事業

担当地域において、高齢者を介護している家族等の身体的、精神的、負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とし、介護に関する様々な知識・技術等を習得するための教室を開催します。

教室の開催については、地域課題解決に向けた内容となるよう工夫を行います。

(3) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、当該事業を実施します。

実施にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援業務と共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとします。また、滝沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に従うものとします。

(4) その他

前述の事業に付随して、市がセンターにおいて実施する必要があると判断したものについて、市と協議をし、実施します。

地域包括支援センターの事業内容

〈図表〉 地域支援事業と地域包括支援センターの関係

地
域
支
援
事
業

包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センターの運営 **必須**

- 総合相談支援業務 [法第115条の45第2項第1号]
- 権利擁護業務 [法第115条の45第2項第2号]
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 [法第115条の45第2項第3号]
 ※効果的な実施のために地域ケア会議を設置、支援体制の検討 [法第115条の48第1項、第2項]
- 第1号介護予防支援事業〈介護予防ケアマネジメント〉
 [法第115条の45第1項第1号二(居宅要支援被保険者に係るものを除く)]

(イ) 社会保障の充実分

- 在宅医療・介護連携推進事業 [法第115条の45第2項第4号]
- 生活支援体制整備事業 [法第115条の45第2項第5号]
- 認知症総合支援事業 [法第115条の45第2項第6号]
- 地域ケア会議推進事業 [法第115条の48第1項、第2項]

介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業 [法第115条の45第1項第1号]

- 第1号介護予防支援事業〈介護予防ケアマネジメント〉 [第115条の45第1項第1号二] **必須**

(イ) 一般介護予防事業 [法第115条の45第1項第2号]

任意事業 [法第115条の45第3項]

多職種協働による地域包括支援ネットワーク [法第115条の46第7項] **必須**

指定介護予防支援 [法第115条の22]: 予防給付(要支援1~2) **必須**

※【必須】マークが付いている項目は包括センターが必ず実施するものであり、付いていない項目は他の法人等が受託する場合もあるが、包括センターとして必ず関わるものである。なお、付いていない項目のうち、地域ケア会議推進事業は、市町村と包括センターが実施する。

出典:厚生労働省資料を一部改変

介護保険認定者各位

滝沢市地域包括支援センター所長

介護予防サービス計画作成の手続きについて

この度の介護認定審査会において、別添の「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」のとおり、「要支援（1または2）」と判定されました。

「要支援（1または2）」と判定された方が介護保険サービスの利用を希望される場合、お住まいの地域担当の地域包括支援センターが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス利用が始まります。

つきましては、介護保険のサービス利用を希望される場合は、下記の表をご確認の上、担当地域包括支援センターへ直接ご連絡くださるようよろしくお願い申し上げます。

なお、担当地域包括支援センターがご不明な場合は、滝沢市地域包括支援センターへお問い合わせください。

担当地域包括支援センター

	お住まいの地域（自治会）	連絡先
北部圏域	巣子、南巣子、長根、川前、 いずみ巣子ニュータウン、 南一本木、北一本木、柳沢	名称 <small>しょうじつかい</small> 松実会地域包括支援センター 住所 滝沢市巣子 732-2(ケアハウス巣子内) 電話 019-688-1088 FAX 019-688-8030
中部・南部圏域	上記以外	名称 滝沢市地域包括支援センター 住所 滝沢市中鶴飼 55(滝沢市役所 1階) 電話 019-656-6619 FAX 019-687-4318

要支援1・2に認定された方の「サービス利用の標準的な流れ」

- ① 介護保険のサービスを利用したい方、利用の相談をしたい方は、お住いの地域の各担当地域包括支援センター（この用紙の裏面の連絡先をご参照ください）に連絡をお願いします。
- ② 担当ケアマネジャーを決定し、ご家庭に訪問させていただきます。

参 考 <介護保険のサービスを利用する場合のその後の流れ>

サービス利用申込み受付・契約

- ・重要事項説明
- ↓
- ・介護予防サービス・支援計画作成依頼届出(代行)
- ・介護予防サービス・支援計画等に関する契約

解決すべき課題の把握（アセスメントの実施）

- ↓
- ・担当職員が心身の状態などをお聞きし、解決すべき課題の把握を行います。

サービス・支援計画（ケアプラン）原案の作成

サービス担当者会議の開催

サービス利用開始

地域包括支援センターでは、高齢者に関する様々なご相談をお受けしています。いつでも、お気軽にご相談ください。